

## 地区研修委員会規程

### 第1条 地区研修委員会の責務

地区研修委員会は、地区ガバナー又はガバナーエレクトが、クラブ又は地区の指導者に対する研修を実施し、又は地区の研修計画を監督するに当たり、地区研修リーダー、地区委員会及びガバナー支援室と協力してその実施を支援する。

### 第2条 地区研修委員会の主たる業務

- 1 各委員は、地区委員会規程に定める部門員を兼任する。
- 2 地区の各委員会が年度当初に予定する事業について、当該事業の効果的かつ効率的な実施を促すため、当該事業の着手前又は着手後の適宜の時期において、当該委員会の委員長に地区研修委員会への出席と説明を促し、助言を行う等の方法により、当該事業の実施について支援を行う。この支援は、次の各号に定める観点を考慮して行う。
  - ① 会員又は会員以外の者の多数の関与と参加を促すこと
  - ② 対外広報の効果を高め、公共イメージの向上を図ること
  - ③ 適切な危機管理の実施を促すこと
- 3 ガバナー又はガバナーエレクトが招集する定例会議、又はその指示に係る研修会等の会議について、そのプログラムを企画・立案する。ただし、プログラムを適切に立案するために必要があるときは、ガバナー又はガバナーエレクトの指示に基づき、当該会議、研修会等における講演者等を選定し、その実施に関する折衝及び受入れ準備等の事務を行うことができる。
- 4 各研修会や各種セミナーの資料の作成
- 5 その他、ガバナー及びガバナーエレクトから指示のあった事項を行う。

### 第3条 委員会構成

#### 1 カウンセラー

- (1) 地区研修リーダーの経験者の中から当該年度のガバナーが指名し選任する。
- (2) 任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 2 委員長

- (1) 地区研修委員会の委員長（以下「委員長」という）は、当該年度のガバナーの指名により選任する。この指名は、当該年度のガバナーがガバナーエレクトに就任する際、ガバナーノミニーの意見を聴取して行うものとする。
- (2) 委員長の任期は2年とする。複数のガバナー年度を通じて委員長に就任するこ

とを妨げないが、2期（通算3年）を上限とする。

(3) 地区研修リーダーは、委員長を兼ねることができない。

(4) 委員長は、RI 日本理事主催の下記の研修会等を受講しなければならない。

- ・ロータリー研究会
- ・クラブ活性化セミナー
- ・地域リーダー会議
- ・ロータリー財団地域セミナー

### 3 副委員長

地区研修リーダー規程により選任された地区研修リーダー予定者は、地区研修リーダーに就任するまでの間、地区研修委員会の副委員長を務めるものとする。

### 4 委員

(1) 委員会は10名程度の委員（正副委員長を含む）をもって構成する。

(2) 委員の選任はガバナーの指名により行う。この指名は、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、地区研修リーダー及び委員長の意見を聴取して行うものとする。

(3) 委員は、地区組織の部門ごとに当該部門に属する地区委員会の委員長経験者の中から各1名を選任する。ただし、危機管理委員会からの選任については、現在の委員長をもって委員に宛てるものとする。

(4) 前項の定めにかかわらず、委員会を適切に構成するために必要があるときは、次のとおり委員を選任することができる。

- ① 地区委員会の現在の委員長を委員に選任すること
- ② 地区組織の複数の部門を一括して委員1名を選任すること

(5) 委員の任期は最長3年とする。

(6) 委員がその任期の途中で退任した場合には、ガバナーは、ガバナーエレクト、地区研修リーダー、地区研修委員会委員長の意見を聴取した上で、退任した委員の補充として委員を選任することができる。ただし、この補充に係る委員の任期は、退任した委員の任期により制限されるものとする。

## 第4条 委員会の開催

1 委員会は、委員長の招集により、おおむね毎月1回の定例委員会を開催する。

2 委員長は、ガバナー、ガバナーエレクト、地区研修リーダーより要請を受けたとき、又は委員長が特に必要と認めるときは、臨時に委員会を招集することができる。

3 委員会の方式として、オンライン会議の形式によることを妨げない。

4 議題の協議のために必要があるときは、委員長は、下記の地区役職者の出席を要請することができる。

- ・ガバナー及び地区幹事・地区会計長

- ・ガバナーエレクト及び地区幹事予定者
- ・ガバナーノミネー及びガバナーデジグネート
- ・地区研修リーダー
- ・地区委員会委員長
- ・ガバナー補佐又はガバナー補佐予定者

本規程は2023年2月3日より発効し、同年7月1日より適用される。